きらぼしエコ通帳規定

第１条　きらぼしエコ通帳とは

　きらぼしエコ通帳とは、きらぼしホームダイレクトの契約者ご本人（以下、「お客さま」といいます。）が指定したお客さまの預金口座について、通帳・取引明細表に代えて、きらぼしホームダイレクトで入出金明細をご確認いただく Web 通帳サービスをいいます。

第２条　きらぼしエコ通帳のサービス内容

１．きらぼしエコ通帳の対象となる預金口座は、きらぼしホームダイレクトの代表口座、利用口座に登録されている普通預金口座（総合口座を含む)、貯蓄預金口座とします。総合口座に定期預金口座が開設されている場合には、定期預金口座もきらぼしエコ通帳に移行されます。

２．きらぼしエコ通帳で照会できる入出金明細は作成日（切替日）以降、照会日の前日までの明細となります。

３．きらぼしエコ通帳の入出金明細の照会可能期間は当行所定の期間とします。所定の期間が経過すると、入出金明細はきらぼしエコ通帳から消去され、照会できなくなります。入出金明細を保存する場合は、消去される前に、お客さまがきらぼしホームダイレクトからダウンロードするものとします。

４．有通帳からきらぼしエコ通帳に切替後は、現在ご使用中の通帳は使用できなくなります。未記帳明細がある状態できらぼしエコ通帳に切替えると、以後、未記帳明細を通帳に記帳できなくなります。お客さまは、きらぼしエコ通帳への切替申込前に必ず通帳を記帳するものとします。

５．通帳不発行口からきらぼしエコ通帳に切替後は、取引明細表は発行されなくなります。

６．きらぼしホームダイレクト画面にきらぼしエコ通帳の入出金明細が反映されるのは、お申込日の翌営業日からとなります。

７．きらぼしエコ通帳の作成（切替）後は、原則として、きらぼしホームダイレクトのご利用、またはキャッシュカードによる現金自動預入支払機のご利用によりお取引いただくものとします。

第３条　お申込方法

　有通帳からきらぼしエコ通帳への切替は、きらぼしホームダイレクトからお申込いただくものとします。但し、Web 口座開設により作成された口座の場合は、原則お申込不要できらぼしエコ通帳をご利用いただけます。また、通帳不発行口からきらぼしエコ通帳への切替は、当行所定の方法により店頭でお申込いただくものとします。

第４条　お申込条件

きらぼしエコ通帳のお申込条件は以下の通りとします。

１．きらぼしホームダイレクトに契約中であること

２．対象となる預金口座がきらぼしホームダイレクトの利用口座であること

３．対象となる預金口座にキャッシュカードが付帯されていること

４．対象となる預金口座が以下のいずれにも該当しないこと

(1) キャッシュカードの喪失・盗難手続中

(2) 通帳または印鑑の喪失・盗難手続中

(3) 通帳未記帳件数が当行所定の件数以上

(4) 対象となる預金口座がマル優限度額が設定されている口座

(5) その他、当行所定のお申込条件を充たさない

第５条　預金の受入れ・払戻し

１．きらぼしエコ通帳になっている預金口座に現金、手形、小切手等を店頭で受入れる場合等は、キャッシュカード・本人確認書類をご持参のうえ当行所定の方法によりお手続きいただくものとします。

２．きらぼしエコ通帳になっている普通預金の払戻し・貯蓄預金の払戻し・総合口座定期預金の解約（中途解約・一部解約を含む）等を店頭で行う場合は、キャッシュカード・本人確認書類・届出印（印鑑レス口座の場合を除く）をご持参のうえ当行所定の方法によりお手続きいただくものとします。

３．第１項および第２項の手続きは、取扱店以外では取扱えない場合があります。

第６条　きらぼしエコ通帳から有通帳・通帳不発行口への切替

１．きらぼしエコ通帳は、いつでも有通帳または通帳不発行口に切替できるものとします。この場合、きらぼしホームダイレクトでの入出金明細の照会期間は、きらぼしホームダイレクト契約で照会できる当行所定の期間に変更となります。

２．きらぼしエコ通帳から有通帳または通帳不発行口に切替する場合は、店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

第７条　きらぼしホームダイレクト利用口座の削除

きらぼしエコ通帳になっている預金口座をきらぼしホームダイレクトの利用口座から削除する場合、削除後はきらぼしホームダイレクトによる入出金明細の照会ができなくなります。きらぼしエコ通帳から有通帳または通帳不発行口へ切替する場合は、第 6 条第 2 項により、店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

第８条　きらぼしホームダイレクトの解約

きらぼしエコ通帳をご利用中のお客さまがきらぼしホームダイレクト契約を解約する場合、解約後は全ての利用口座で、きらぼしホームダイレクトによる入出金明細の照会ができなくなります。きらぼしエコ通帳から有通帳または通帳不発行口へ切替する場合は、第6条第 2 項により、店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

第９条　キャッシュカードの解約

きらぼしエコ通帳になっている預金口座のキャッシュカードを解約する場合には、事前に、第 6 条第 2 項の手続きにより、きらぼしエコ通帳から有通帳または通帳不発行口に切替えていただきます。この切替は店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

第 10 条　関係規定の適用・準用

上記以外の事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、キャッシュカード規定、きらぼしホームダイレクト利用規定等の各種規定にもとづいてお取扱いいたします。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定を優先して適用するものとします。

（2021.9 改）T3106-0473-0536